

# 令和5年度 前橋市立桃木小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止基本方針策定にあたって

### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条において、いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

### (2) 桃木小学校の基本的な考え方や方針

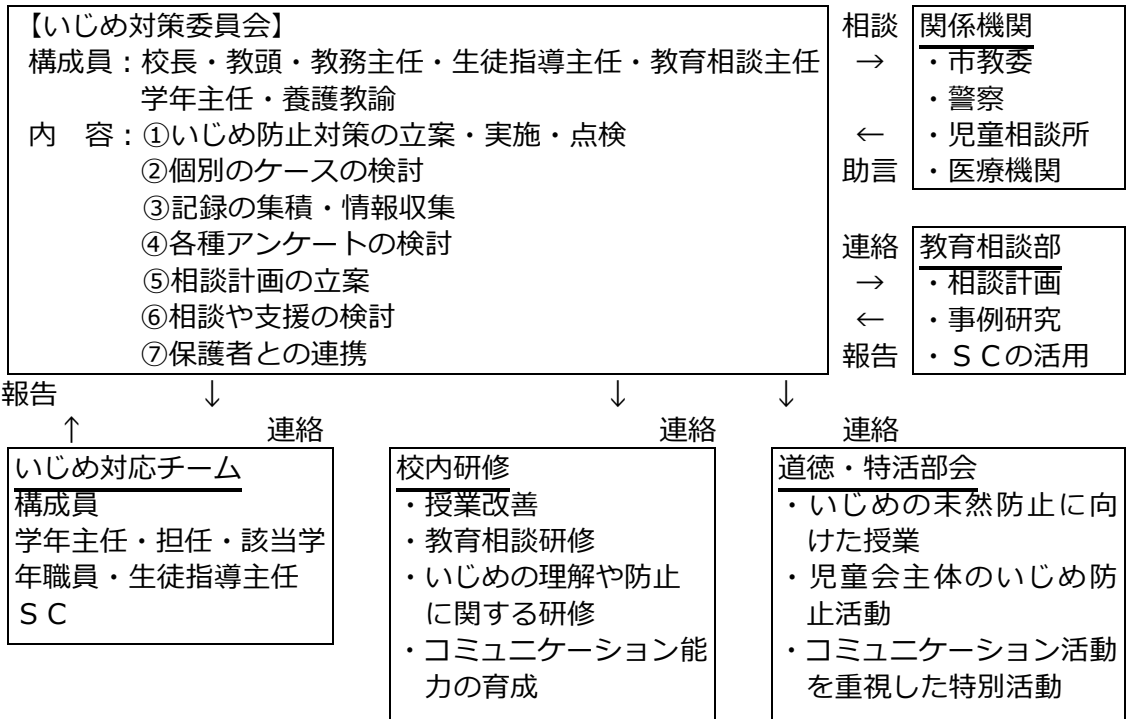
- ①全ての児童と大人が、「いじめは本校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識のもと、「いじめを絶対に許さない学校」づくりを進める。
- ②いじめ防止に関わる各種対策により、本校児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に安心して主体的に取り組むことができるようにする。

### (3) めざす児童像

- ・いじめをしない、深く考え判断し、思いやりをもった行動ができる児童
- ・いじめをしない、自分自身も友達も大切にできる児童
- ・いじめを見逃さない、たくましい心と社会性のある児童

## 2 組織及び校内体制

### 組織構造図



### 3 いじめの未然防止

#### (1) 基本方針

本校は、人間尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、以下の方針のもと、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくるための教育活動を積極的に取り入れる。
- 道徳、特別活動を通して、高い規範意識や集団のよりよいあり方について話し合う学習を行う。
- これらの活動を通して、「自己有用感」を育成し、「いじめの未然防止」につなげる。
- 発達障害等について適切に理解した上で、一人一人を大切にされた指導に当たる。

#### (2) 指導計画・研修計画

<桃木小学校「いじめ防止」年間指導計画：抜粋>

PLAN	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめ対策委員会の設置</li><li>・実態把握（生活アンケートの実施）</li><li>・年間指導計画の作成（SC活用計画、児童主体のいじめ防止活動計画、学年別プロジェクト、ネット上のいじめ防止計画、PTA活動計画）</li></ul>
DO	<ul style="list-style-type: none"><li>・個別面談、教育相談の実施</li><li>・いじめ防止関連授業の実施（グループエンカウンター等）</li><li>・ネットパトロールの実施と結果の活用（予防活動）</li><li>・児童主体のいじめ防止活動の実施</li></ul>
CHECK	<ul style="list-style-type: none"><li>・校内研修</li><li>・生活アンケート、取組評価アンケート</li><li>・携帯・インターネット教室（児童、教職員）</li><li>・地域の健全育成活動</li></ul>
ACTION	<ul style="list-style-type: none"><li>・次年度における重点指導項目の検討と改善</li></ul>

#### (3) 保護者・地域・他校との連携

- ・HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策の啓発を行う。
- ・地域行事に児童がボランティア参加することにより、児童が地域に貢献し、自己有用感を持たせるとともに、地域の人に認められるようにする。  
(桃ノ木川清掃活動 花植え あいさつ)

#### (4) 校内研修

- ・集団における良好な人間関係を構築するため、構成的グループエンカウンターやピアサポート、コーチング等について、その指導法等を研修し、教師の対応力を強化する。
- ・予防的な教育相談の技術を高めるために、必要に応じて心理、福祉、医療等に関する専門的な知識を有する講師を招き、研修を実施する。
- ・いじめの原因の一つとなるストレスのコントロールについて、ストレスを生まない学校づくりやストレスがあっても負けない自信を育む方法を学ぶ。

## 4 いじめの早期発見

### (1) 基本方針

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生したり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることから、学校組織として早期発見に取り組むことの必要性を共有し、家庭・地域と協力して全力で実態把握に努める。

### (2) 児童のささいな変化に気づくための取組

#### ①悩みごととアンケート（本校では生活アンケート）

- ・いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るという観点から、毎月1回はアンケートを実施する。（潜在的ないじめの把握）
- ・児童の問題と向き合い、いじめを防止するという意味合いからもアンケートを実施する。
- ・学年、生徒指導主任、養護教諭、教務、教頭、校長とアンケートを回覧し、情報を共有し、指導に役立てる。

#### ②日常生活の見取り

- ・いじめチェックリスト等を活用し、児童の気になる変化や気になる行為を見かけた時は付箋紙等にメモしたり、C4th等を活用して情報を活用する。
- ・生活ノートや学習ノートを活用するとともに、関係職員と連携をとり、保健室や相談室等での様子を聞き取る。

#### ③教育相談（個別面談）

- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

#### ④保護者・地域との日常的な連携

- ・PTA会議や教育相談・家庭訪問等で保護者と情報を共有する。
- ・地域行事への参加、参画等を通じて日常的に情報を共有する。
- ・本方針をPTA総会で説明するとともに、学校通信やホームページで公開し、地域への周知を図る。
- ・学校経営評価や保護者アンケートを元に検証し、改善点等についての意見を検討する機会を設定し、PDCAサイクルに基づく改善を行う。

#### 【地域で見られるいじめのサイン 例】

- ・登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- ・故意に遅れて登校している。
- ・公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。
- ・公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- ・コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。

### (3) 情報を確実に共有するための取組

- ・対応策を分析・検討するため、指導の記録を集積し、共有する。

### (4) 情報に基づいた対応の方針を立案実施

- ・いじめ対策委員会で方針を立案し、対応チームに提案する。

## 5 いじめに対する対応

### (1) 基本的な考え方

- ・いじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し組織で対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、加害児童には毅然とした態度で指導する。
- ・全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる更衣を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯

に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、校内のいじめ対策委員会等で情報共有する。
- ・速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ・校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。

(3) いじめられた児童またはその保護者への対応

- ・児童から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・児童や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- ・児童にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。
- ・状況に応じて、SCやSSWなどの協力を得る。
- ・謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

(4) いじめた児童への指導またはその保護者への助言

- ・児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・いじめとして認知した場合は、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・知らなかった児童や傍観していた児童に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ・いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに荷担する行為であることを理解させる。
- ・教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならぬという態度を育む。

(6) 重大事態とは

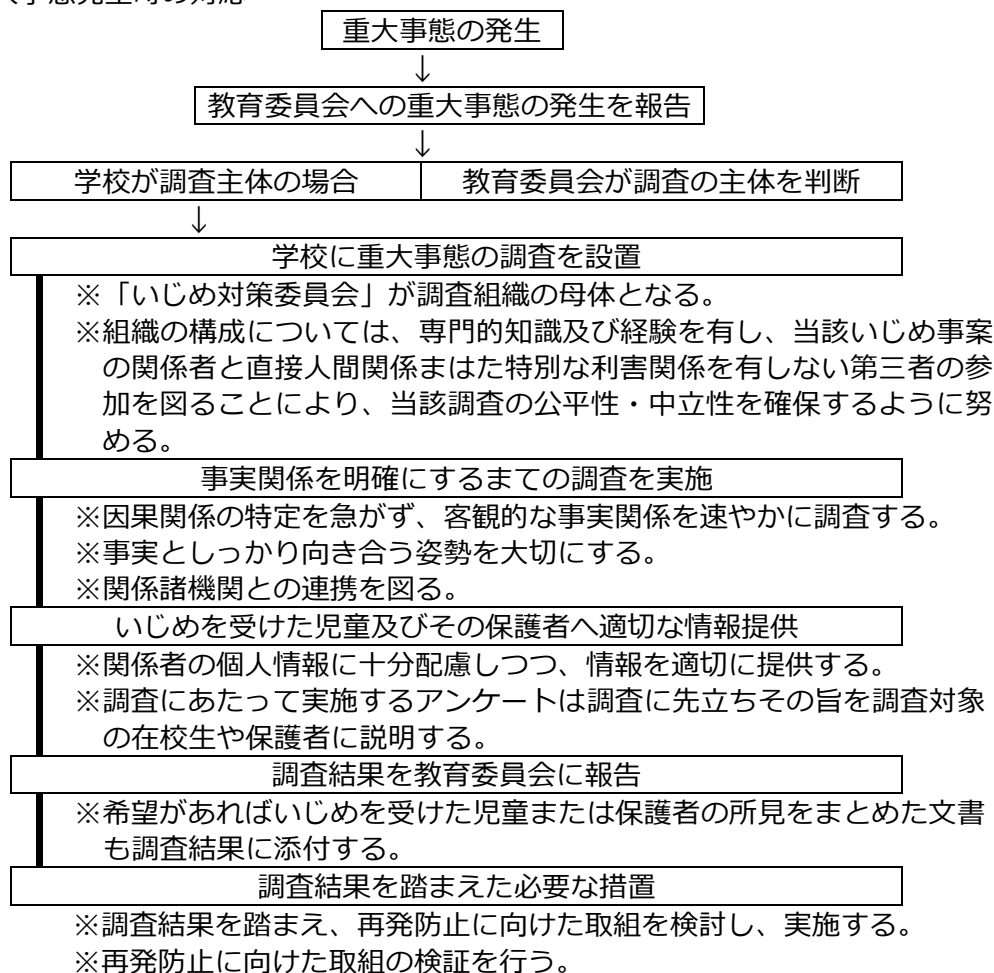
①生命・心身または、財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定

②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合なども含む)

## (7) 重大事態発生時の対応



## (8) ネット上のいじめに関すること

- ・ネット上に不適切な書き込みが発覚した場合は、直ちに内容を削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシーの侵害があった場合は、市教委と連携しプロバイダに対して速やかに内容の削除を求めるとともに、必要に応じて法務局等の協力を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じると判断した場合は、直ちに前橋東警察署に通報するとともに、市教委・いじめ対策室、青少年支援センター等に報告し適切な支援を求める。また近隣の細井小、鎌倉中、みずき中にも連絡を入れる。

## (9) その他

- ・必要に応じて児童相談所、子育て支援課、青少年支援センター、医療機関等と連携する。

## 6 その他

### ①評価と改善について

月1回のいじめ対策委員会で定期的にチェックを行うとともに、学期末の委員会においては学期ごとの評価を行い、いじめ防止活動の改善を図る。

### ②保護者・地域への情報発信と啓発活動について

学年・学級懇談会等で児童が主体的に取り組んでいるいじめ防止活動について発表する。市教委と連携して「ネット上のいじめ等、児童の身近に迫る危険について」携帯インターネット教室を開催する。